

○中野委員長 それでは、議会運営委員会を開会させていただきます。

本日は、全員の出席でございます。

ここで、この後の協議のため、無所属議員を委員外議員として出席を求めることでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○中野委員長 再開させていただきます。

無所属安田議員から欠席する旨の届出があり、協議事項についての意向は事前に伺っていることを報告させていただきます。

それでは、協議事項の1番目、会派変更届出に伴う議会構成等についてであります。

令和6年12月27日付けで、無党派Gの上野、金谷両議員から、民主・市民連合所属となる旨の会派変更届が提出された旨、議長から報告がありました。

旧無党派Gの2名を含む民主連合の控室につきましては、議会運営委員会での協議決定までの間、暫定的に、民主連合の控室を使用してもらっているのを御了承願いたいと思います。

(1) 新たな会派構成についてでございます。改めて会派の人数を確認させていただきたいと思っております。まず、自民党・市民会議12名、民主・市民連合6名、公明党5名、日本共産党4名、旭川市民連合4名、無所属2名となりますので御確認をいただければと思います。

それでは、(2) 常任委員会委員についてでございます。現状につきましては、配付している常任委員会委員名簿(現状)のとおりとなっております。

会派の変更により、民主連合に委員の所属変更の意向があるかお伺いをさせていただきます。

○江川委員(民主連合) 正副委員長に一任いたします。

○中野委員長 それでは、正副委員長に一任ということでありましたので、現状のとおりとすることにさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、(3) 常任委員会正副委員長についてでございます。比例配分上、配付した常任委員会正副委員長割当表のとおりとなります。それぞれのパターンで割当数に変更はありますが、改選の際も比例配分のとおり割当てにはなっていないことから、現状どおりとすることよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

(4) 議会運営委員会委員についてでございます。比例配分上、配付している議会運営委員会各会派割当表のとおりとなっております。

割当数2名となる民主連合に、委員変更の意向をお伺いさせていただきます。

○江川委員（民主連合） 現状どおり、上野議員と江川でお願いします。

○中野委員長 それでは、御発言がありましたとおりに、現状のとおりとさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、（５）広聴広報委員会委員についてでございます。現状は、配付している広聴広報委員会委員名簿（現状）のとおりとなっております。

民主連合に委員変更の意向をお伺いさせていただきます。

○江川委員（民主連合） 現状どおりでお願いいたします。

○中野委員長 それでは、御発言がありましたように現状どおりとすることにさせていただきたいと思えます。

次に、広聴広報委員会の委員の定数につきましては、会派の数に３を加えた数を基準とすることを申合せしているところでございます。現在、委員の定数は広聴広報委員会規程第３条第１項の規定において９人と定められておりますが、新しい会派構成を申合せに適用すると、定数は８人となることから、定数を９人から８人に改めることでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 広聴広報委員会規程を改正することとし、改正手続につきましては、本日中に議長が行うこととなりますので、御承知おきいただきたいと思えます。

それでは、（６）議席についてでございます。現状は議席割当表（現状）のとおりとなっております。

民主連合に意向をお伺いしたいと思えます。

○江川委員（民主連合） 正副委員長に一任させていただきたいと思えます。

○中野委員長 正副委員長案を示すということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、正副委員長案を配付させていただきます。

（資料配付）

○中野委員長 配付資料のとおりであります。５番上野議員は７番へ、６番中村みなこ議員は５番へ、７番小林議員は９番へ、９番塩尻議員は１８番へ、１５番金谷議員は２８番へ、１６番まじま議員は１５番へ、１７番江川議員は６番へ、１８番高橋紀博議員は１６番へ、２７番品田議員は１７番へ、２８番高見議員は２７番へ、それぞれ変更することとさせていただきたいと思えます。

そのとおり扱うことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

なお、直近の本会議で議席変更の手続をとることとなりますので、関係する議員は、本会議開会時におきましては、変更後の議席に着席をお願いいたします。

それでは、（７）議員控室についてでございます。現状は議会フロア図面（現状）のとおりとなっております。

民主連合に意向をお伺いさせていただきます。

○江川委員（民主連合） 正副委員長に一任したいと思えます。

○中野委員長 それでは、正副委員長案を示すということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、正副委員長案を配付させていただきます。

(資料配付)

○中野委員長 民主連合については現在の控室を、空室となる旧無党派Gの控室については、市民連合に使用いただくこととしてはどうかと考えているところではありますが、そのとおり扱うこととすることによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 そのように扱うこととさせていただきます。

なお、第4会議室につきましては、自民会議で専用使用することとしておりましたが、第3会議室に変更することによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 そのように扱うこととさせていただきます。

それでは、(8)議員氏名表についてでございます。現状は、議員氏名表(現状)のとおりとなっております。

これにつきましても、民主連合に意向を確認させていただきます。

○江川委員(民主連合) 正副委員長に一任したいと思います。

○中野委員長 それでは、正副委員長案を示すということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 正副委員長案を配付させていただきます。

(資料配付)

○中野委員長 配付資料のとおり変更するということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととし、本日中に変更することとさせていただきます。

それでは、協議事項の大きな2番目、令和7年第1回臨時会の運営についてでございます。

(1)市長提出議案について、理事者から説明をお願いいたします。

○和田総務部長 令和7年第1回臨時市議会を、1月24日開会ということで1月17日に招集告示をさせていただきましたので、議案につきまして御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、補正予算が10件、条例の制定が5件、報告案件が4件、合わせて19件でございます。

議案第1号から議案第10号までの令和6年度各会計補正予算につきましては、後ほど総合政策部長から御説明させていただきます。

議案第11号から議案第15号までにつきましては、いずれも条例の制定でございます。

議案第11号につきましては、国家公務員の給与改定に準じて給料表の引上げを行おうとするものでございます。

議案第12号につきましては、国家公務員の給与改定に準じて給料表並びに期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の支給額の引上げを行おうとするものでございます。

議案第13号につきましては、国家公務員の給与改定に準じて給料表の引上げを行おうとするほ

か、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第14号及び議案第15号につきましては、特別職の職員及び公営企業の管理者の期末手当の支給率の引上げを行おうとするものでございます。

報告第1号につきましては、交通事故による損害賠償の額を定めることについてございまして、7万4千398円を損害賠償の額として、令和6年12月25日に専決処分をさせていただいたものでございます。

報告第2号につきましては、高額療養費支給申請書の処理を怠ったことによる損害賠償の額を定めることについてございまして、申請者は既に亡くなられていることから、その相続人2名を相手方とし、それぞれ1万9千371円を損害賠償の額として、令和6年12月17日に専決処分をさせていただいたものでございます。

報告第3号につきましては、市道の事故による損害賠償の額を定めることについてございまして、整理番号1につきましては、4万5千600円の賠償額を令和6年12月17日に、整理番号2につきましては、52万2千192円の賠償額を本年1月9日に、それぞれ専決処分をさせていただいたものでございます。

報告第4号につきましては、市営住宅の滞納家賃を分割で支払うこと及びその和解条項に反した場合には市営住宅を明け渡すことを内容とする訴え提起前の和解を行うことございまして、和解の相手方の欄に記載されております方を相手方として、令和6年12月25日に専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○熊谷総合政策部長 議案第1号から議案第10号の令和6年度各会計補正予算につきまして、補正予算書に基づいて御説明申し上げます。

はじめに、1ページを御覧ください。議案第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ36億1千853万8千円を追加するものでございます。その内容といたしましては、16ページから26ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、16ページの1款議会費では、管理費など2事業で272万3千円、16ページから18ページにわたりますが、2款総務費では、管理事務費など35事業で6千165万5千円、18ページから20ページにわたりますが、3款民生費では、指導監査事務費など52事業で24億9千90万5千円、21ページから22ページにわたりますが、4款衛生費では、赤ちゃん訪問指導費など32事業で7千552万5千円、5款労働費では、旭川まちなかしごとプラザ事業費で62万2千円、22ページから23ページにわたりますが、6款農林水産業費では、運営費など7事業で588万2千円、7款商工費では、中小企業振興資金融資事業費など8事業で1億886万3千円、24ページの8款土木費では、管理事務費など9事業で426万1千円、9款消防費では、総合防災センター管理費など2事業で760万円、25ページから26ページにわたりますが、10款教育費では、管理事務費など30事業で2億8千752万6千円、13款職員費では、給料及び諸手当など3事業で5億7千297万6千円を、それぞれ追加するものでございます。

これらの財源につきましては、12ページから15ページの歳入にお示しいたしておりますように、12ページから13ページにわたりますが、17款国庫支出金で25億2千87万3千円、13ページから14ページにわたりますが、18款道支出金で182万5千円、21款繰入金で10

億9千516万円、15ページの23款諸収入で68万円を、それぞれ追加するものでございます。

次に、4ページの第2表、繰越明許費補正では、生活安心応援給付金支給費など7件を繰越明許費として追加するものでございます。

次に、5ページを御覧ください。議案第2号、令和6年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2千269万5千円を追加するものでございます。その内容といたしましては、32ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款総務費では、管理事務費など2事業で1千898万2千円、6款保健事業費では、疾病予防費など3事業で371万3千円をそれぞれ追加するものでございます。

これらの財源につきましては、31ページの歳入にお示しいたしておりますように、3款道支出金で551万1千円、5款繰入金で1千718万4千円を、それぞれ追加するものでございます。

次に、6ページを御覧ください。議案第3号、令和6年度旭川市動物園事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2千371万7千円を追加するものでございます。その内容といたしましては、36ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款総務費の施設管理費で2千371万7千円を追加するものでございます。

この財源につきましては、上段の歳入にお示しいたしておりますように、5款繰入金で同額を追加するものでございます。

次に、7ページを御覧ください。議案第4号、令和6年度旭川市育英事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ100万5千円を追加するものでございます。その内容といたしましては、40ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款育英費の育英資金貸付金及び入学仕度金貸付金など2事業で100万5千円を追加するものでございます。

この財源につきましては、上段の歳入にお示しいたしておりますように、3款繰入金で同額を追加するものでございます。

次に、8ページを御覧ください。議案第5号、令和6年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2千577万6千円を追加するものでございます。その内容といたしましては、44ページから45ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款総務費では管理事務費など3事業で2千108万7千円、44ページから45ページにわたりますが、3款地域支援事業費では介護予防・生活支援サービス事業費など7事業で451万5千円、6款諸支出金では一般会計繰出金で17万4千円を、それぞれ追加するものでございます。

これらの財源につきましては、42ページから43ページの歳入にお示しいたしておりますように、2款国庫支出金で145万4千円、3款支払基金交付金で68万9千円、4款道支出金で69万7千円、42ページから43ページにわたりますが、6款繰入金で2千293万6千円を、それぞれ追加するものでございます。

次に、10ページを御覧ください。議案第6号、令和6年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ39万7千円を追加するものでございます。その内容といたしましては、49ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款母子福祉資金等貸付事業費の母子福祉資金等貸付事業費で39万7千円を追加

するものでございます。

この財源につきましては、上段の歳入にお示しいたしておりますように、1款繰入金で同額を追加するものでございます。

次に、11ページを御覧ください。議案第7号、令和6年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ643万1千円を追加するものでございます。その内容といたしましては、51ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款総務費の管理事務費など2事業で643万1千円を追加するものでございます。

この財源につきましては、上段の歳入にお示しいたしておりますように、2款繰入金で同額を追加するものでございます。

次に、議案第8号、令和6年度旭川市水道事業会計補正予算につきましては、57ページの実施計画にお示しいたしておりますように、水道事業収益で7万1千円、水道事業費用で2千288万3千円、資本的収入で860万円、資本的支出で864万1千円を、それぞれ追加するものでございます。そのほか、関係条文につきましても併せて整備するものでございます。

次に、議案第9号、令和6年度旭川市下水道事業会計補正予算につきましては、64ページの実施計画にお示しいたしておりますように、下水道事業収益で223万7千円、下水道事業費用で1千864万1千円、資本的収入で510万円、資本的支出で516万3千円を、それぞれ追加するものでございます。そのほか、関係条文につきましても併せて整備するものでございます。

最後に、議案第10号、令和6年度旭川市病院事業会計補正予算につきましては、70ページの実施計画にお示しいたしておりますように、病院事業収益で4千115万6千円、病院事業費用で3億4千153万7千円を、それぞれ追加するものでございます。そのほか、関係条文につきましても併せて整備するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○中野委員長 ただいま、理事者から市長提出議案について、それぞれ説明がございました。

ここで、委員の皆様から特に発言はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中野委員長 それでは、審議方法についてでございます。本会議直接審議または特別委員会付託のどちらかにするか、各会派及び無所属にお伺いをさせていただきたいと思っております。大会派順に確認をさせていただきます。

○高橋ひでとし議員（自民会議） 他の会派の皆様の御意見に合わせたいと思っておりますが、本会議直接審議でよろしいと思っております。

○江川委員（民主連合） 他の会派の皆様にあわせたいと思っておりますが、本会議直接審議でよいのではないのでしょうか。

○高花委員（公明党） 本会議直接審議でよろしいと思っております。

○石川厚子委員（共産） 本会議直接審議で構わないと思っております。

○塩尻委員（市民連合） 本会議直接審議でよろしいかと思っております。

○横山委員外議員（無所属） 本会議直接審議でよろしいと思っております。

○中野委員長 無所属安田議員からは、正副委員長に一任するという事をお聞きしております。

それでは、各会派及び無所属からも御発言がありましたように、全会一致をもって、本会議直接

審議ということにさせていただきたいと思います。

それでは、後日の議会運営委員会で、質疑、討論の有無及び賛否をお伺いしますので、よろしくお願ひいたします。

(2) 会期と日程についてでございます。1月24日金曜日の1日とすることでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 そのように扱うこととさせていただきます。

それでは、協議事項の3番目、その他でございます。(1) 令和6年度議会費補正予算についてであります。

今臨時会に提出されている議会費に係る補正予算について、事務局から説明をさせたいと思います。

○宮川議会事務局次長 令和7年第1回臨時会に議会費予算の増額補正が提出されており、このことに係る説明資料を作成し、本日配付しております。このたびの補正予算では、議会費総額で272万3千円の増額となっております。内訳といたしましては、今回提出されております旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、これを例として支給割合が定められております市議会議員の期末手当についても、特別職と同様に0.1か月分増となることで、207万7千円の増、会計年度任用職員の給与改定及び期末手当の支給割合が0.1か月分増となることにより、64万6千円の増となっております。

以上でございます。

○中野委員長 ただいま説明がございました。事務局説明のとおりとなっているので御承知おき願ひたいと思います。

それでは、協議事項の(2) 議会の改善・要望事項についてでございます。広聴広報委員会に協議を委ねた項目のうち、整理番号㉔「中継・配信」につきまして、趣旨は「インターネット中継における映像の転載等に関するルールを定める。」についてであります。

1月17日に議長を通じて広聴広報委員会から、協議の結果、全会一致となり、ルール案を作成した旨の申入れがあったところでございます。新たに定めるルールは、配付資料「インターネット議会中継に係る映像転載のルール(広聴広報委員会案)」の網かけの部分のとおりであり、配信映像を私的使用の範囲を超えて加工し、他のサイト等に転載することは原則禁止とし、許可を求められた場合については個別に判断する運用を考えているとのこととあります。

なお、ルールを定めることについては議長が行うこととなりますので、御承知おき願ひたいと思います。

ここで、特に発言はありますか。

○江川委員(民主連合) 議会の改善・要望事項ですけれども、整理番号④、それから整理番号⑪に関しまして、取下げをお願いいたします。また、整理番号㉔に関しましては協議中ですので、少しのお時間をいただきたいと思います。

○中野委員長 整理番号④と⑪について、ただいま民主連合から取り下げる旨の発言がございました。整理番号④「質疑・質問」については、そのように扱うこととさせていただきます。同じく⑪「請願・陳情の趣旨・補足説明」について、提案会派等から削除をする扱いとさせていただきたい

と思います。

それでは、（３）旭川市議会におけるSNSアカウントの開設についてでございます。改選前の広聴広報委員会で全会一致となった議会の改善・要望事項「ソーシャルメディアによる議会情報発信にも取り組むこと。」について、１月１７日に議長を通じて広聴広報委員会から、このたび、X、旧ツイッターでの運用を開始する準備ができた旨の報告がございました。配付資料「旭川市議会におけるSNSアカウントの開設について」及び「旭川市議会SNS（X）の開設イメージ」のとおり、令和７年２月から運用していくとのことでもありますので、御承知おき願いたいと思います。

本日予定をしておりました協議事項は、以上となります。

次回の議会運営委員会の招集につきましては、１月２３日木曜日午前１０時、口頭招集とさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、議会運営委員会を散会させていただきます。

散会 午前１０時３５分